

用途地域別の規制内容（西尾市版）

		1-A	1-B	2	3-A	3-B	4	5	6	7	9-A	9-B	10	11	12	13	14-A	14-B	根拠法令	
		第1種低層住居専用地域		第2種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域		第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域		第2種住居地域		準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		工業専用地域
建蔽率（%）		60	50	60	60	60	60	60	60	60	80	80	80	60	60	60	70	60	法53条1項	
容積率（%）		100	80	150	200	150	150	200	200	200	300	200	400	200	200	200	400	200	法52条1項	
前面道路による容積率		4/10		4/10		4/10		4/10		4/10		4/10		6/10		6/10		6/10		法52条2項
絶対高さ		10m		10m		/		/		/		/		/		/		/		法55条
外壁の後退距離		なし		なし		/		/		/		/		/		/		/		法54条
斜線制限	道路斜線	適用距離	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	法56条1項1号
		勾配	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	隣地斜線	立上り	/	/	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	31m	31m	31m	31m	31m	31m	31m	31m	法56条1項2号
		勾配	/	/	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
	北側斜線	立上り	5m	5m	日影規制対象区域のため適用無し（法56条1項3号）				/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	法56条1項3号
		勾配	1.25	1.25	/				/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
日影制限	対象建築物	軒高>7m 3階以上	軒高>7m 3階以上	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	最高高さ >10m	法56条の2 県条例11条	
	平均地盤面からの高さ	1.5m	1.5m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m	4m		
	法別表第4の区分	1			2			3			3			3			4			
	容積率	80% の場合	100% 150% の場合	150% の場合	200% の場合	200%				200% の場合	200%			200% の場合						
	水平距離10m 以内の日影時間	3時間	4時間	3時間	4時間	4時間				5時間	5時間			4時間						
	水平距離10m 超えの日影時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2.5時間				3時間	3時間			2.5時間						
	備考	日影時間は容積率に応じて決定							/				容積率300% の場合対象外			容積率400% の場合対象外				

※ 1-B：西幡豆町 / 3-A：鳥羽町 / 9-A：吉良町上横須賀、吉田 / 14-A：吉良町宮崎 の一部

※ 高度地区（法58条） 絶対高さ 第一種：15m、第二種：20m

※ 垂直積雪量（令86条） 旧西尾・幡豆地区：30cm以上、旧一色・吉良地区：25cm以上 / 基準風速（令87条） Vo=34m/s / 地震係数（令88条） Z=1.0